

JIS マーク表示認証に係る製品の JIS 改正情報

一般財団法人 日本塗料検査協会
認証業務品質管理者 河村マリ

2022年3月22日付で JIS A 6021 建築用塗膜防水材料の製品規格が改正されました。6か月間の経過措置期間が設定されており、認証取得者はこの期間内に改正規格への移行が完了するように対応をとる必要があります。一般財団法人 日本塗料検査協会（以下、当協会という。）は改正規格への移行確認を行ったうえで認証事項変更通知書を発行させていただきますので、認証取得者においては経過措置期間が終了する2か月前を目安に以下の①及び②について対応をとっていただくようお願いいたします。

①規格改正による社内規格の見直し及び改訂

②登録認証機関に変更届を提出（上記①の対応内容を添付）

なお、認証を行っている鋳工業品及びその加工技術が JIS に適合しなくなるおそれがあるとき、又は認証取得者が品質管理体制を変更する必要があるときは、1年以内に臨時の維持審査（工場審査及び製品試験）を実施します。認証取得者は、以上の手続きの終了後に、改正規格製品の製造及び販売が可能となります。これらの対応の流れを図1に示します。

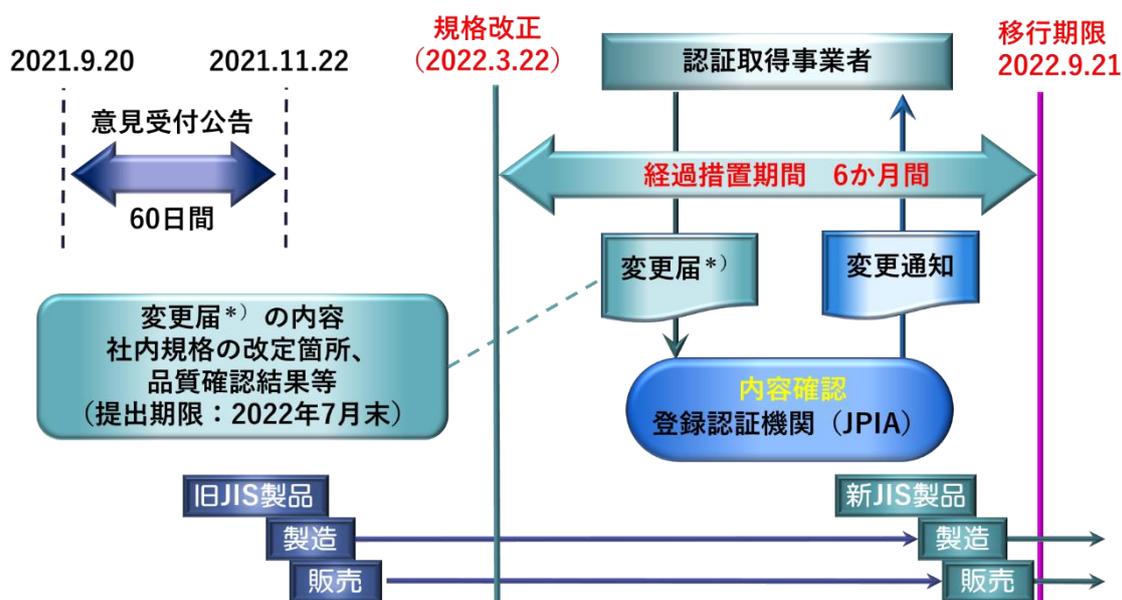


図1 製品 JIS 改正に伴う認証取得者及び登録認証機関の対応

○JIS A 6021 建築用塗膜防水材の改正概要

この規格は、主に鉄筋コンクリート造建築物の屋根及び外壁などの防水工事に用いる塗膜防水材について規定したのですが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 2 引用規格について、JIS K 6268（加硫ゴム－密度測定）が JIS Z 8807（固体の密度及び比重の測定方法）に変更されるとともに、JIS Z 8401（数値の丸め方）が追加されました。また、JIS K 6252 が JIS K 6252-1 に、JIS K 6259 が JIS K 6259-1 に修正されました。
- 2) 4 種類の 4.1 主要原材料による区分のウレタンゴム系について、「高伸長形（旧 1 類）」が「高伸長形」に変更されました。
- 3) 4 種類の 4.3 適用部位による区分の屋根用の名称について、「一般用」が「平場用」に変更されました。
- 4) 6 性能 表 1 屋根用塗膜防水材の性能の表中の表現が下記の通り変更されました。
高伸長形（旧 1 類） → 高伸長形
硬化物密度 → 硬化物比重
一般平場部 → 平場部
一般用 → 平場用
- 5) 7 試験 7.1 試験の一般条件において、数値の丸め方が「JIS Z 8401 の規則 B（四捨五入）」によると明記されました。
- 6) 7 試験 7.2 試料 b)において、薄め液の添加量は、防水材料製造業者の指定によることが明記されました。また、薄め液の添加量に範囲がある場合の中央値の採用について記載した注記については、その根拠がないため削除されました。
- 7) 7 試験 7.3 塗膜作製において、表現が下記の通り変更されました。
表面 → おもて面
裏面 → うら面
- 8) 7 試験 7.6 引張性能試験 7.6.1.3 試験手順 f) において、引張強さを「試験片 3 個の平均値を有効数字 2 桁」で示すように変更されました。
- 9) 7 試験 7.6 引張性能試験 7.6.1.3 試験手順 h) において、抗張積を「試験片 3 個の平均値を丸めの幅：10」で示すように変更されました。
- 10) 7 試験 7.7 引裂性能試験 7.7.3 試験手順 c) において、引裂強さを「試験片 3 個の平均値を有効数字 2 桁」で示すように変更されました。
- 11) 7 試験 7.8 加熱伸縮性能試験 7.8.3 試験手順 b) において、「塗膜表面」が「塗膜おもて面」に表現が変更されました。
- 12) 7 試験 7.9 劣化処理後の引張性能試験 7.9.3 試験手順 a) 及び b) において、「塗膜表面」が「塗膜おもて面」に表現が変更されました。
- 13) 7 試験 7.10 伸び時の劣化性状試験 7.10.3 試験手順 b) において、「塗膜表面」が「塗膜おもて面」に表現が変更されました。
- 14) 7 試験 7.11 付着性能試験 7.11.4 試験手順 a) において、注記であった「引張用鋼製アタッチメントの取付けに用いる接着剤は、塗膜に浸透しにくい高粘度のもの、例えば、無溶剤形のエポキシ樹脂

接着剤がよい。」が規格本文に記載されました。

- 15) 7 試験 7.14 固形分試験 7.14.3 試験手順 b)において、「温度 105℃」が「温度 105℃±2℃」に変更されました。
- 16) 7 試験 7.15 硬化物比重において、7.15.1 一般が追加され、硬化物比重の試験方法が JIS Z 8807 の箇条 6 (比重瓶による密度及び比重の測定方法) 又は箇条 8 (液中ひょう量法による密度及び比重の測定方法) によることとなりました。
- 17) 7 試験 7.15 硬化物比重 7.15.2 試験機器において、「試験機器は、JIS K 6268 の 4.1 (試験器具) による。」が、「試験機器は、JIS Z 8807 の 6.2 (測定に用いる器具) 又は 8.2 (測定に用いる器具) による。」に変更されました。
- 18) 7 試験 7.15 硬化物比重 7.15.3 試験片において、JIS K 6268 4.2 に規定されている試験片の条件である「表面が滑らかで、隙間、ごみの付着などがなく、質量が少なくとも 2.5g の 1 個のゴム片とする。」が、本規格に規定されました。
- 19) 7 試験 7.15 硬化物比重 7.15.4 試験手順 a)において、測定方法が「JIS K 6268 の 5. (手順) の A 法又は B 法」から、「JIS Z 8807 の 6.3 (測定) 又は 8.3 (測定) のいずれか」に変更されました。
- 20) 7 試験 7.15 硬化物比重 7.15.4 試験手順 b)において、結果の算出方法が「JIS K 6268 の 6. (結果の表示)」から、「JIS Z 8807 の 6.4 (計算) 又は 8.4 (計算) のいずれか」に変更されました。また、3 個の測定値の平均値の表示について、「有効数字 2 桁」から、「丸めの幅：0.1」に変更されました。
- 21) 7 試験 7.15 硬化物比重 7.15.4 試験手順において、「c) 比重は、単位のない無次元数である。」が追加されました。
- 22) 9 表示 h) において、「硬化物密度」が「硬化物比重」に変更されました。

以 上